

一般社団法人全国病児保育協議会  
認定病児保育専門士  
(保育士) (看護師)

## 資格認定実施要項

(資格認定に関わる手引き)

2023年改訂版

## 「一般社団法人全国病児保育協議会 認定病児保育専門士（保育士）（看護師）」

### 資格認定実施要項（資格認定に関わる手引き）

「病児保育専門士」は、病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とし、病児保育の専門性を高め、さらに家庭での看護方法などの研鑽を積み、家庭での「家庭看護」へつなぐことにより、病児保育を通して究極の子育て支援を行うことのできる保育士・看護師のこととする。

一般社団法人全国病児保育協議会（以下 「(一社)全国病児保育協議会」）は、上記の「病児保育専門士（保育士）（看護師）」（以下、病児保育専門士）を育成するために、保育士・看護師に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、「一般社団法人 全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として認定する。

#### 1. 認定のための受講資格

病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とする。

- (1) (一社)全国病児保育協議会に施設で加盟し、病児保育室・病後児保育室に常勤として受講日初日までに2年以上勤務しているもの。または、非常勤として受講日初日までに3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。また、個人会員として加盟するものは、個人会員になって2年が経過し、病児保育室・病後児保育室に常勤として受講日初日までに2年以上勤務しているもの。または、非常勤として3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。
- (2) 施設長から(一社)全国病児保育協議会所定の「施設長推薦状」において、推薦を受けることのできる者。
- (3) (一社)全国病児保育病児保育協議会 資格認定委員会が開催する「病児保育専門士認定講習会」をすべて受講することができる者。

以上3点すべての条件を満たすことのできる者を受講資格者とする。

## 2. 資格認定のための参加登録

- (1) 受講を希望するものは受講審査申請費用：1,000円を所定の口座に入金し、申請期間に必要な書類に振込記録の写しを添付し、書留で資格認定委員会事務局に郵送すること。(前年度申し込み済のものも再度必要)

### ◆申請書類

- (1) 受講登録申込書（所定の様式）
- (2) 勤務先推薦書（所定の様式）
- (3) 履歴書（所定の様式）
- (4) 保育士または看護師の資格証明書の写し
- (5) 受講申請費用振込み記録の写し（前年度申し込み済のものも再度必要）

### ◆申請期間 2023年 5月 8日～2023年 5月 31日（消印有効）

### ◆申請書類提出方法及び、提出先

- (1) 封入する封筒は、A4サイズで折らずに入るものとする。封筒の表左側に「資格認定受講登録申込」と朱書きし、郵便書留にて下記の住所に郵送する。
- (2) 書類審査を行い、申請者に「受講決定通知書」をもって通知する。
- (3) 通知を受けた受講資格者は、資格認定講座に必要な費用：25,000円を所定の口座に入金する。
- (4) 入金を確認後、資格認定研修会講習会の要項等の必要書類を送付する。
- (5) 参加登録申請（入金済み）後、やむを得ない理由で資格認定講習会に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定講習会への受講資格を有する。参加できないものは、資格認定講習会が開催される前日までに、速

やかに不参加理由書（様式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。

- (6) 一旦提出された、登録申請書及び、入金された審査費用、受講費用は理由の如何を問わず返還しない。

#### 「資格認定講習会登録申込」送付先

〒 860-0059

熊本市西区野中 2 丁目 12-26 みらく病児保育センター内

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」

資格認定委員会事務局

#### 資格認定委員会口座

熊本信用金庫 西部支店

普通口座 0268956

名義 資格認定委員会 永野和子

### 3. 資格認定までのプロセス

資格認定講習会登録手続き

↓

認定委員会にて、受講について審査

↓

資格認定講習会の参加決定通知発送

↓

資格認定講習会への参加

↓

課題・研修レポートの提出

↓

課題・研修レポート 審査（形式等）

↓

面接・口頭試問

↓

登録および認定手続き

#### **4. 課題・レポート提出**

- (1) 課題・レポートの提出資格（講座終了認定）を有してから、2か月以内に提出する。
- (2) 課題・レポート提出要領は、2000字以上6000字以内として、詳細は研修会講座のレポートの書き方の資料に記載する。
- (3) 課題・レポートを提出した者には、口頭試問実施通知を送付する。
- (4) 提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出すること。所定の手続きを行わなかった者は、課題・レポート提出の権利を失う。

#### **5. 口頭試問**

(1) 課題・レポートが受理された者は、原則 3 ヶ月以内に口頭試問が行われる。試問については、別途通知する。

(2) 審査結果は、文書で通知する。

(3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の 1 回に限り、口頭試問を受けることができる。

\*欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出すること。

\*試験当日の不測の事態については、別途検討する。

\*所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問を受ける資格を失う。

(4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、別途定める。

(5) 合否に関する問い合わせには、いかなる理由があっても回答しない。

## 6. 登録および資格認定交付手続き

(1) 口頭試問合格者は、所定の期間までに「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局に提出する。

\*「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。

\***認定料**：10,000 円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書添付すること。

\*既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(2) 所定の手続きを完了した者を、「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として登録し、認定証を交付する。

\*認定の有効期間は 5 年間である。更新のための条件等については、別途定める。

## 附則

1. 申請書・推薦書・履歴書に不備または、虚偽の申請があった場合は、受講資格を喪失する。
2. 口頭試問において不合格となったものは、不合格となった年度から2年を経過したのち、講習会の再受講を認めることとする。再受講の場合は、受講手続きを受講要綱に従って申し込むこととする。再受講は、1回のみとする。
3. 産前産後休暇・育児休暇・介護休暇を取得した者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、産休・育休・介護休暇を証明する書類を提出することとする。書式は自由)
4. 疾病等で、長期休職する者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、診断書を提出することとする。)
5. 天災等による講習会講座の中止、延期に関して、交通費・宿泊費等の補償はしない。
6. 受講申し込み者が、20名を下回った場合は、該当年度の講習会は実施しない。
7. 講習会の開催会場の都道府県において、自粛要請等が発令された場合は、講習会を延期、または中止する場合がある。その場合は、すべての権利を2年の間に開催される講習会に持ち越すこととする。また、交通費・宿泊費等は補償しない。